

社会福祉法人高岡の里福祉会

役員等の報酬等に関する規程

平成29年 4月1日 施行
平成30年11月1日 一部改正

社会福祉法人高岡の里福祉会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高岡の里福祉会（以下「当法人」という。）定款に基づき、評議員、理事、及び監事の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員の報酬等は、当法人の定款第9条の規定により、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、報酬等の支給基準を定めて、報酬等を支給する。

(評議員の報酬等の支給基準)

第3条 評議員の報酬等の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員会、その他会議等への出席1回につき、5,000円を支給する。
- (2) その他、旅費、出張等の経費は当法人の職員旅費規程に準じて支給する。

(役員の報酬等)

第4条 理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等は、当法人の定款第23条の規定により、各年度の総額の範囲で、報酬等の支給基準を定め、報酬等を支給する。

(役員の報酬等の支給基準)

第5条 役員（理事及び監事）の報酬等の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会、監査、評議員会、その格會議等への出席1回につき、5,000円を支給する。
- (2) その他、旅費、出張等の経費は当法人の職員旅費規程に準じて支給する。
- (3) 常任役員（理事長及び業務執行理事）には月額400,000円を限度として、職員の給与規程に準じて支給することができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員の報酬等は、第4条の規定に準じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員選任・解任委員会への出席1回につき、5,000円を支給する。
- (2) その他、旅費、出張等の経費は当法人の職員旅費規程に準じて支給する。

(その他)

第7条 この規程に定められていない事項は、理事会の承認を得て理事長が定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を必要とする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年11月1日一部改正